

## 2 訪問型サービス費(独自)

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 単位、1日につき 単位)	× 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 単位、1日につき 単位)				
ハ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 単位、1日につき 単位)				
ニ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 単位) 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合				
ホ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 単位) 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合				
ヘ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 単位) 1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合				
ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス (1回につき 単位) 1月につき22回まで算定可能				
チ 初回加算	(1月につき + 単位)				
リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( ) (1月につき + 単位)				
	(2)生活機能向上連携加算( ) (1月につき + 単位)				
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計			
	(2)介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)				
	(3)介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)				
	(4)介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の90 / 100)				
	(5)介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の80 / 100)				
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計			
	(2)介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)				

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目

□ : 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

単位 : 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、訪問型サービス(みなし)と同じとする。

## 3 訪問型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

## 4 訪問型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。